

社会福祉法人 新成会
指定通所リハビリテーション

施 設 運 営 規 程

友愛の郷

指定通所リハビリテーション施設運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新成会が設置する指定通所リハビリテーション施設の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。

(運営方針)

第3条 本施設において提供する通所リハビリテーションは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、通所リハビリテーション計画に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項について理解しやすいように、しかも懇切丁寧に指導又は説明を行う。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所リハビリテーションを提供する。

(施設の名称)

第4条 本施設の名称は次のとおりとする。

友愛の郷通所リハビリテーション施設（以下「施設」という。）

(施設の所在地)

第5条 本施設の所在地は次のとおりとする。

秋田県秋田市浜田字元中村 280 番地 29

(職員及び職務内容)

第6条 本施設に勤務する管理者及び職員等の職種、員数並びに職務内容は、介護老人保健施設友愛の郷の施設運営規程に準ずる。

(実施日及び実施時間)

第7条 本施設の実施日及び実施時間は次のとおりとする。

*実施日 毎週月曜日～土曜日（日曜日・祝日定休日）

*実施時間 午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第8条 本施設のサービスを提供する定員は、4名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

*機能訓練サービス 施設サービス計画に基づき、入所者的心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための各種サービスを提供する。

- ・離床期又は歩行期のリハビリテーション
- ・日常生活動作訓練

*日常生活サービス 日常生活動作能力に応じて、必要な介護を行う。

- ・排泄援助
- ・移動の援助
- ・衣類着脱
- ・身体の清拭、洗髪、洗身
- ・体位変換
- ・その他日常生活上の援助

*健康状態の確認

*移送サービス 送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への移動等の介助を行なう。

*看護、介護サービス

看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- ・体位変換
- ・身体の清拭、洗髪、洗身
- ・排泄援助
- ・入浴（週2回以上） 一般浴槽による入浴
特殊浴槽による入浴

*入浴サービス

居住における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・一般浴槽、特殊浴槽による入浴

*食事サービス

栄養並びに身体の状況、病状及び嗜好を考慮しできるだけ離床して食堂で行われるようにする。

- ・準備・後始末の介護

- ・食事摂取の介護
 - ・その他必要な食事の介護
- *相談及び援助 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
- ・日常生活動作に関する訓練の相談、助言
 - ・住宅改修に関する情報提供
 - ・家族介護教室の開催
 - ・その他必要な相談、助言

(通所リハビリテーション計画の作成等)

- 第 10 条 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、利用者的心身機能の維持回復を図り、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境を的確に把握し、個別に通所リハビリテーション計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所リハビリテーション計画を作成する。
- 2 通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、通所リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(通所リハビリテーションの利用料)

- 第 11 条 本施設が提供する指定通所リハビリテーションの利用料は、介護報酬の告知上の額とする。但し、次に掲げる項目については別に利用料の支払いを受ける。
- *次条に定める通常の事業の実施地域いがいの地域に居住する利用者に対して行う送迎による費用
 - *利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合のうち、介護補修を超える額
 - *食材料費
 - *おむつ代
 - *前各号に掲げるもののほか、通所リハビリテーションの中で提供されるサービスのうち、利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又は家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
 - 3 本施設は、通所者のサービス提供開始に際し、利用料について具体的に明示するものとする。
 - 4 利用料の支払いは、管理者が発行する納入通知書によりその月分を翌月 10 日まで、現金又は銀行振込により納入しなければならない。

(利用料の減免)

第 11 条 管理者は、入所者が次の各号の 1 に該当する場合において、その者の申請に基づきその利用料の一部又は全部を免除することができる。

- (1)利用者がその財産につき、天災その他特別の事情がある場合
- (2)利用者又はこれらの者と生計を一にする親族が、生計困難により生活のため公私
の扶助を受ける場合若しくは、収入額がある一定額以下の場合。
- (3)その他特別の事情がある場合

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

秋田市内

(サービスの提供記録の記載)

第 13 条 指定通所リハビリテーションを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所リハビリテーションについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第 14 条 本施設の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのない
よう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 15 条 提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとす
る。

(損害賠償)

第 16 条 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場
合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 17 条 通所リハビリテーションに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すな
ど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時に於ける対応方法)

第 18 条 通所リハビリテーションの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生

じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第 19 条 通所リハビリテーションの提供中に天災その他災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行なう。

(その他運営についての留意事項)

- 第 20 条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修会を設ける。
- *採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - *階層別研修 隨時
- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 本施設は、この事業を行なうため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。